

「RCEP原産国」の確認のための資料の例

(1) RCEP協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる100品目に該当する原産品

(イ) 輸出締約国での付加価値が製品の価額の20パーセント以上である場合

⇒輸出締約国が「RCEP原産国」となる。

輸出締約国において製品のFOB価額の20パーセント以上の付加価値を付けていることが確認できる資料

【例】製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

(ロ) 輸出締約国での付加価値が製品の価額の20パーセント未満である場合

⇒最高価額の前産材料提供国が「RCEP原産国」となる。

原産品の生産において使用された前産材料（一次材料）を提供した締約国及びその価額を確認することができる資料

【例】原材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、価格表等

(2) (1)以外の原産品のうち、RCEP協定3・2条(b)の一又は二以上の締約国の前産材料のみから生産される産品

(イ) 輸出締約国で軽微な工程（※）以外の生産工程が行われた場合

⇒輸出締約国が「RCEP原産国」となる。

軽微な工程以外が行われたことを確認することができる資料

【例】製造工程フロー図、生産指図書等

(ロ) 輸出締約国で軽微な工程のみが行われた場合

⇒最高価額の前産材料提供国が「RCEP原産国」となる。

原産品の生産において使用された前産材料（一次材料）を提供した締約国及びその価額を確認することができる資料

【例】原材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、価格表等

(※) 軽微な工程 (RCEP協定 2・6 条 5)

(a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理

注 この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程

注 この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h) 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない）

(k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ